

令和5年度高知県産学官連携
産業創出支援事業費補助金
(二次募集)
説明会

令和5年9月20日
14:00~15:00

(1) 事業の目的・内容

本県での事業化の可能性の高い、企業ニーズや大学等の研究シーズを基にした産学官連携による共同研究を支援します。令和4年度からは、グリーン化、グローバル化、デジタル化に資するテーマの支援を強化しており、新しい産業や事業の創出を図り、ひいては本県の産業振興につなげることを目的としています。

これまでの支援状況など

○実用化研究（委託事業）
産業創出研究推進事業
（H23～R元）

◎採択数 20件

◎事業化件数 14件

○事業化研究（補助金）
事業化支援推進事業
（H29～R元）

◎採択数 7件

◎事業化件数 1件

○応用研究（補助金）
多分野利用促進事業
（H28～H30）

◎採択数 1件

◎事業化件数 6件

R2年度～

研究段階で3つに分かれていた
各事業を1つの補助金に

	R2	R3	R4	R5(一次)
採択数	3件	2件	2件	1件

※採択後の辞退件数を除く

参照：産学官連携産業創出研究推進事業の採択状況及び実績

<https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/121701/2020010800092.html>

(2) 補助対象事業

1) 「産・学」又は「産・学・官」で構成された共同研究組織による研究

2) 本県での事業化が期待できる研究開発のうち、次に掲げる補助事業区分に該当するもの。

① 実用化研究型

実用化につなげる本格的な研究段階であり、おおむね3年以内に事業化研究への移行が見込めるもの

② 事業化研究型

実用化研究の成果等を事業化するための実証・評価等の段階であり、おおむね2年程度で事業化が見込めるもの

(3) 補助事業期間・金額

！注意！
提案する研究開発の「内容」や「段階」に応じて、該当する研究区分を選択して下さい。

予算額：50,000千円※3

予備的研究

実用化研究

実証・評価

製品化

国等の支援策等を活用した予備的研究の推進

	実用化研究型	事業化研究型
	「産・学」又は「産・学・官」により構成された共同研究チーム（代表機関は県内企業）	
支援内容	補助金額： <u>上限1,500万円/年</u> （3年目は1,000万円/年） 補助期間：最長3年※1 補助率： <u>企業等2/3以内・大学10/10以内</u> 交付期間：交付決定の日※2～ R6.9.30	補助金額： <u>上限1,000万円/年</u> 補助期間：最長2年※1 補助率： <u>企業等1/2以内・大学10/10以内</u> 交付期間：交付決定の日※2～ R6.9.30

他の支援策等

補助率 2/3

1/2

- ※1 事業期間毎、継続審査があります。複数年の交付をお約束するものではありません。
- ※2 審査結果を踏まえて事業計画の調整を行う場合があります。計画が整い次第、交付申請・交付決定となります。
- ※3 予算の範囲内で採択数を調整します。

(4) 対象経費

共通事項：事業期間内に発注から支払までが終了したものの
当該事業に直接使用されたものと説明できるもの

機械装置費

○機械装置費

※取得価格が100万円未満（税込）の研究開発に直接必要な機器や機械装置等の購入、保守等

※汎用機器の購入は原則として認めない。

○減価償却費

※当該補助事業の実施のために新たに購入する取得価格が100万円以上（税込）の機械装置、設備又は工具器具等の補助事業の実施期間中に発生する減価償却経

労務費：研究開発者又は研究補助者の経費（上限設定あり）

事業費（外注費及び委託費は上限設定あり）

- ・謝金、旅費、原材料費、外注費、特許等関連経費、委託費、その他諸経費

その他：一般管理費（機械装置費・労務費・事業費合計額の10%以内 大学等に限る）

「実施要綱」及び「実施要領」をよくお読みください。

(5) 対象外経費及び注意点

対象外となる経費の例 (実施要領第8条、第9条)

- × 補助業務に直接必要と認められないもの
- × 経理書類の整備が不十分で支出の事実が証明できないもの
- × 補助事業期間内に使い切れず余ったもの (要注意：補助期間終了間際の原材料の大量購入など)
- × 経理事務に要する経費
- × 学会登録料、一般的な講習会参加費
- × 事業と関係のない業務に関する旅費
- × 県との打合せ、ヒアリング、審査会等に要する経費
- × 振込手数料 (相手先負担も含む)、公課費、行政手続きに係る手数料や公課費に準ずる経費 など

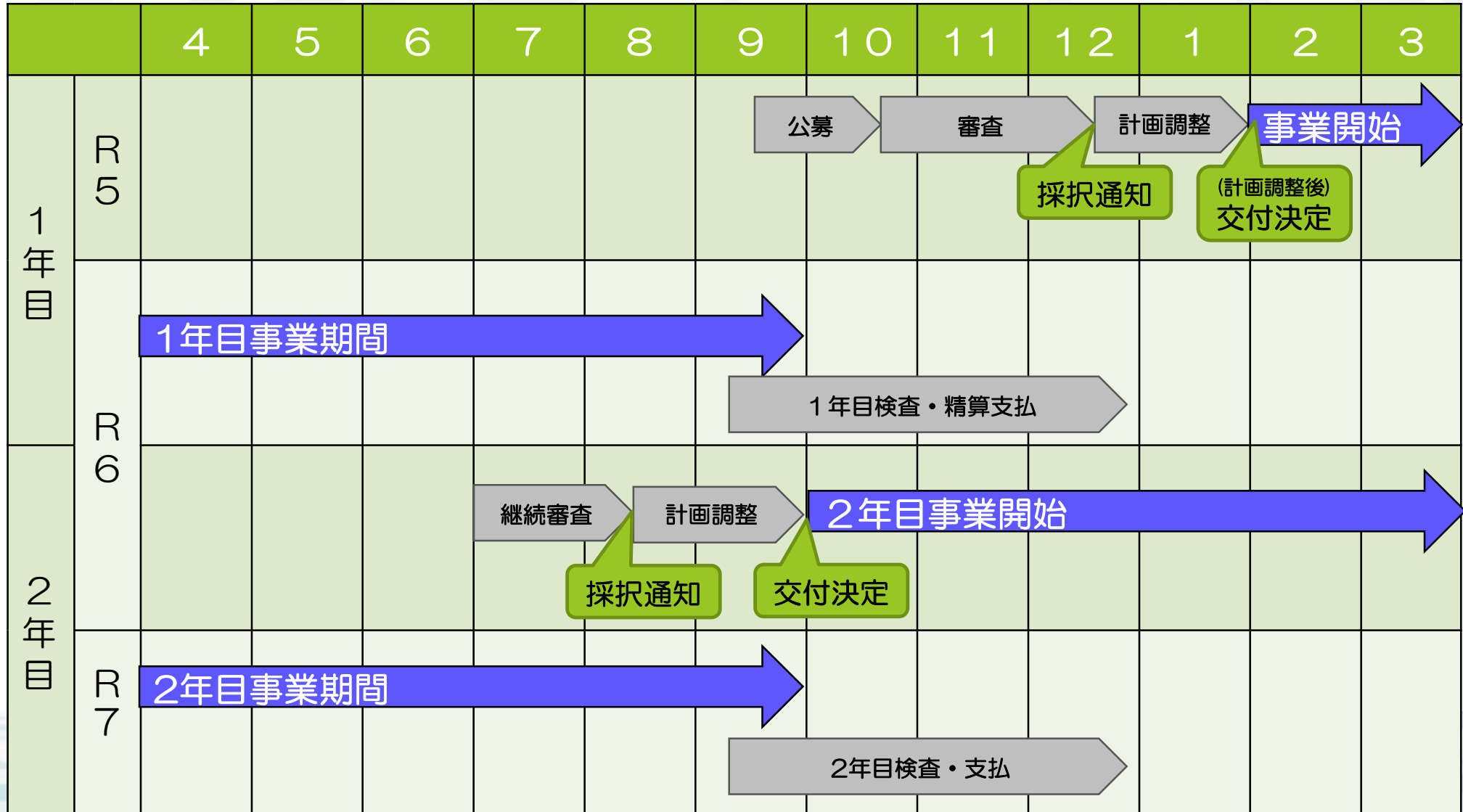
購入先の決定時に注意が必要、もしくは県に確認が必要な例

(交付要綱別表第1、実施要領第8条(3))

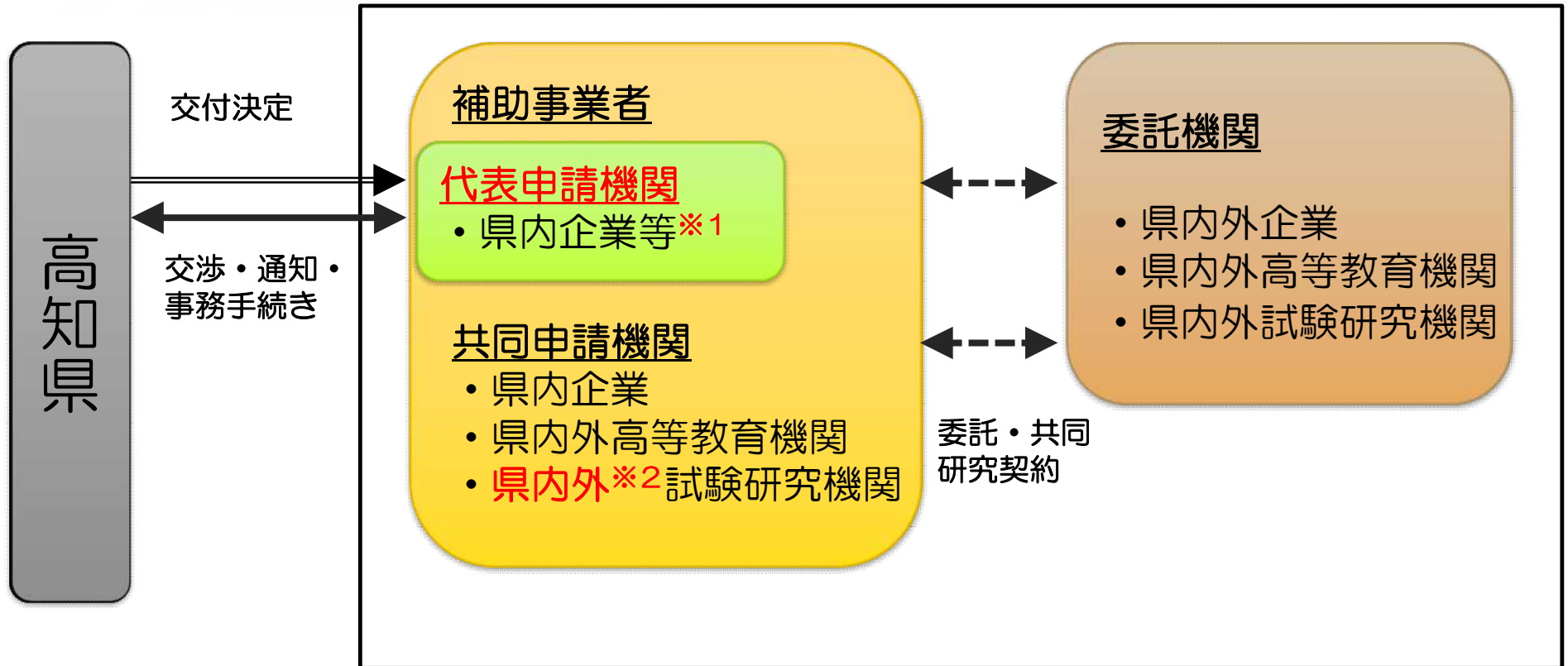
- ? 30万円を超える金額を支出する場合 (原則、相見積)
- ? 装置や場所の借り入れで80万円を超える金額を支出する場合 (原則、競争入札)
- ? 装置等の購入のために160万円を超える金額を支出する場合 (原則、競争入札)
- ? 交付決定時に予定していない装置等を購入する場合 など

分からないことは随時、県にご確認ください。

(6) 事業予定 (二次募集)



(7) 共同研究組織の構成

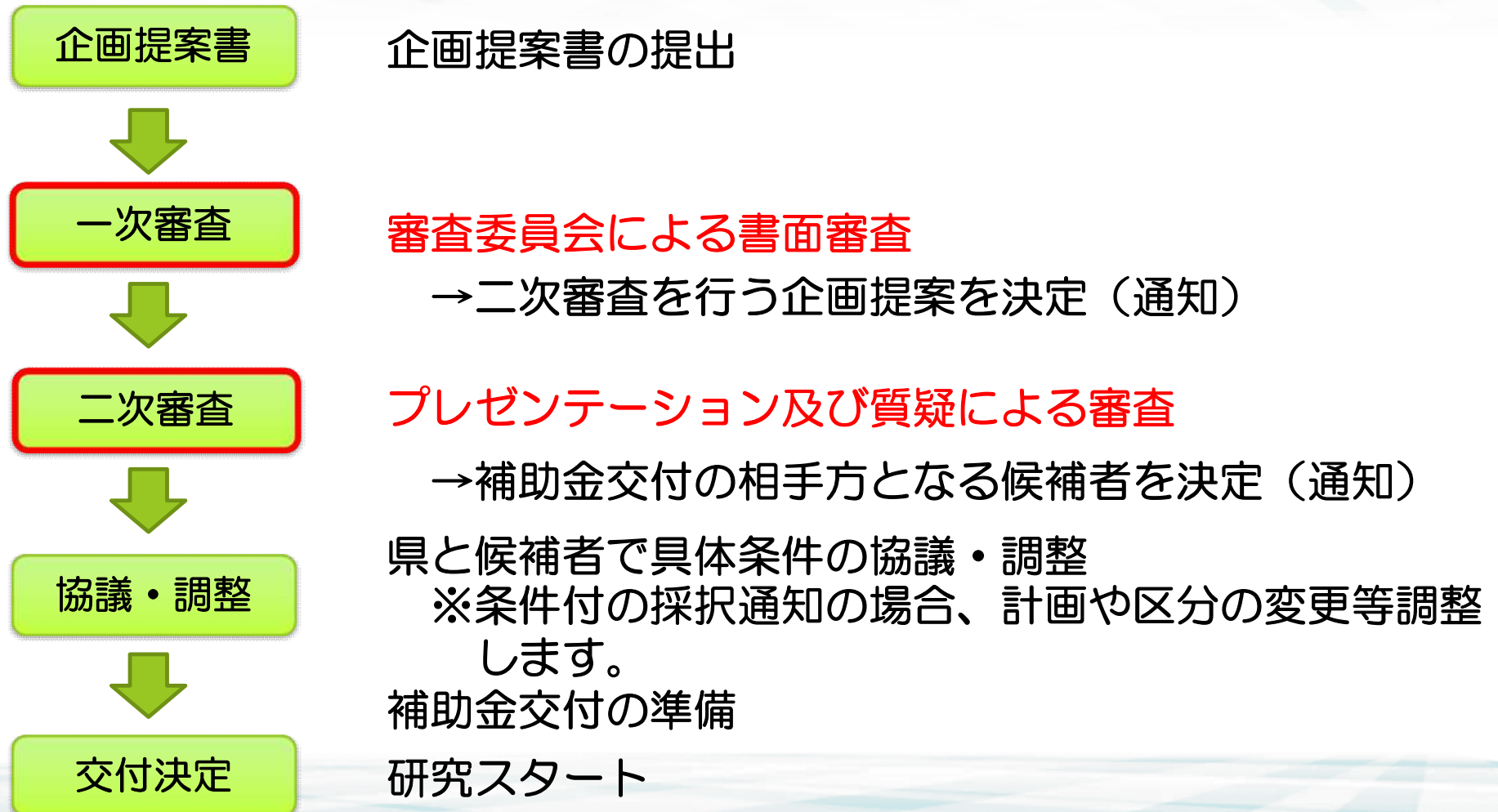


※1 民間企業のほか、NPOや社団法人、財団法人等を含みます。（個人事業主は除く）

※2 高知県の試験研究機関は、県の補助事業者になれません。補助事業者の委託機関として参加することは可能です。

（工業技術センター、紙産業技術センター、農業技術センター、森林技術センター等）

(8) 補助金交付先の決定方法



(9) 審査の項目及び点数、審査基準

①研究内容（10～15点）

補助事業の趣旨や目的に合致した研究内容か、市場の動向やニーズに合致しているか、新規性、先進性、独創性、優位性があるか、既存技術や製品の組合せ等になっていないか等

②基となる研究開発の有無（10点）

研究開発の要素はあるか、**既存品の組み合わせや単純な試験になっていないか** 等

③目標及び計画性（15点）

④事業化の見込み（15～20点）

事業化の見込みがあるか、計画や体制が妥当か 等

⑤研究体制（15点）

提案どおり研究開発を推進できるか、代表申請機関は求められる任務を果たせるか、役割分担は妥当か 等

⑥経費の妥当性（10点）

必要最小限かつ合理的な経費か 等

⑦県への波及効果（20点（うちア：15点、イ：5点））

ア 高知県の産業振興、雇用促進、地域活性化等への貢献が期待できるか

イ グリーン化、グローバル化、デジタル化に資するテーマであり、高知県の産業振興への貢献が期待できるか。

各機関が個別に書く場合も、書式を統一し、構成やストーリー、誤字・脱字等を代表研究者が必ず確認して提出してください!!!

(10) 企画提案書の書き方 (要点)

表紙

原則、1枚の申請書表紙に、共同研究組織内全ての研究機関名を記入してください。

5 (2) 事業の要約 (県のホームページで公開します)

研究の背景、目的、実施内容を簡潔に記載してください。

*何を、どうすることによって、どうなることを目指し、何が期待できるのか

6 事業の概要

研究内容の背景、目標、期待される効果、解決すべき課題と方法等について記入してください。図表を用いた分かりやすい記入を推奨します。

(8) 他の補助金等への申請状況等は、申請中のものも含めて記入してください。本事業に採択された場合、他の補助金等を重複して受けることはできません。

7 具体的な研究内容

開発項目名、担当機関 …… 何を、どこが行うのか

実施内容、目標 …… 各年度で行う具体的内容と目標

8 ロードマップ

「7 具体的な研究内容」にリンクするように全体計画を見える化

9 事業化計画

目指す製品やサービス

「事業化型」への提案の場合、特に最新かつ具体的な情報を記入してください

(11) 今後のスケジュール

- ◆ 9月13日（水） 募集開始
- ◆ 9月20日（水） 説明会
- ◆ 9月26日（火） 正午 質疑書提出締切
- ◆ 10月2日（月） **正午 資格審査申込締切**
- ◆ 10月18日（水） **正午 企画提案書提出締切**
- ◆ 10月下旬頃～ 一次審査（書面審査）
- ◆ 11月中旬頃 一次審査結果通知
- ◆ 12月上旬頃 二次審査委員会（プレゼンテーション）
- ◆ 12月下旬頃～ 二次審査結果通知・補助金交付に向けた事業計画の調整
- ◆ 交付決定の日 交付決定・研究スタート
※事業計画の調整と交付申請手続き完了後に事業開始となります。